

JPXR 売審第 86 号

2015 年 9 月 16 日

上場会社代表者各位

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原幸一郎
日本取引所自主規制法人
理事長 佐藤隆文

役職員による自社株売買機会の確保に向けて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の有価証券市場の公正かつ円滑な運営及び当法人の自主規制業務にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」が改正され、インサイダー取引規制の適用除外（いわゆる知る前契約・計画に係るセーフハーバー）の範囲が広がることとなりました。（9月16日施行。改正内容については、金融庁公表資料をご覧ください。）

つきましては、この機会に、貴社の役職員による自社株売買に係る社内ルールについて、今回の改正への対応と併せて、当該ルールが過剰に厳しいものとなっていないかの点検をしていただき、必要ならば、所要の見直しを行っていただきますようお願い申し上げます。（別紙「社内ルール見直しの観点」をご参照ください。）

これらの取組みにより、自社株売買に対する過度な制約が除かれ、我が国の資本市場が、公正さを保ちつつ活発な取引が行われる場となることを期待しています。

以 上

【金融庁公表資料】

2015年9月2日『有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』及び『金融商品取引法等に関する留意事項について』（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果並びにインサイダー取引規制に関するQ&Aの追加等について」

<http://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20150902-1.html>

【自社株売買に係る社内ルール見直しの観点（例）】

- ルールの対象者：
インサイダー情報を知得し得る者に適切に限定されているか
- 売買可能期間（売買禁止期間）：
インサイダー情報が存在することが少ない時期の売買まで一律に制約されていないか
- 対象となるインサイダー情報：
重要事実該当しない情報を知っている場合まで制約されていないか
- 規制の態様：
インサイダー情報を知らない者の売買まで過度に制約されていないか

※ 望ましい社内管理体制が各上場会社において異なり、また、既に適切な社内ルールとなっている場合もあるものと承知しており、一律に社内ルールの見直しが必要であると考えるものではありません。